

小子第18830号
令和2年5月15日

0～2歳児の保護者各位

小川町長 松本 恒夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための協力保育のお願いにより保育施設を欠席した場合の利用者負担（保育料）の減免について（通知）

日頃から、本町の保育行政に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、求職活動中、育児休業中、その他自宅等での保育が可能な場合は、家庭での保育に御協力いただいております。

このたび、本町では、令和2年4月13日（月）からの協力保育の要請により保育施設への登所（園）を控えられた日数に応じ、利用者負担（保育料）の「日割計算による減免」を下記のとおり実施することとしました。

なお、利用者負担金は協力保育日数により「日割」となりますが、施設に登園日数の実績を確認するため、既定の額を一旦お支払いいただき、後日還付（返金）対応とさせていただきます。

記

1 対象者

令和2年4月13日（月）から令和2年5月31日（日）までの間で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための協力保育により登所（園）を控えた児童

2 計算方法

本来の月額利用者負担額 × (本来の施設の開園日数－日割対象となる期間内の登園自粛（欠席）日数) ÷ 本来の施設の開園日数 = 減免後の利用者負担額

※日割対象となる期間は、4月13日から5月31日までです。4月12日以前は日割対象外となります。

※自粛（欠席）した日数、開所日数には土曜日を含みます。

※10円未満切捨てとなります。

※減免後の利用者負担額は月ごとに計算となります。

例：本来の月額保育料が20,000円、4月18日から10日間（土曜日を含む。）の登園を自粛（欠席）した場合の4月分の減免後の利用者負担額

20,000円 × (25日－10日) ÷ 25 = 12,000円

【還付額】 8,000円

<裏面へ続く>

3 申請方法

町と施設により登園日数を確認しますので、申請不要とします。

4 減免による差額分の還付（返金）方法

原則、引落し口座へ還付となりますが、口座引落しでない方は、後日送付する還付請求書に口座情報を御記入しココットまで御提出ください。現金による還付はできませんので御了承ください。

口座の残高不足等により、4月分の利用者負担額の引落しができなかった方や納付に至っていない方については、減免後の金額の納付をお願いします。

5 その他

- 既に利用者負担額（保育料）が0円の方は対象外です。
- 今回の軽減の対象は、小川町内在住の方のみとなります。小川町外在住の方は、居住する市町村にお問い合わせください。
- 今後、国の緊急事態宣言の期間変更等があった場合、上記対象期間に変更が生じる場合があります。

【問合せ】

子育て支援課 総合保育担当

電話 0493-81-6181